

公 安 委 員 会 会 議 錄

開 催 日 時		自 午後 1時00分 令和7年12月10日(水) 至 午後 3時50分
開 催 場 所		山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出 席 者	公 安 委 員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 児童虐待事案を想定した児童相談所との合同訓練の実施

生活安全部長から、

毎年行っている合同訓練の目的は、児童虐待防止法に基づく立入調査、臨検・捜索について、職員一人一人の対処能力向上及び警察と児童相談所等の関係機関における連携強化を図るものである。

(1) 日時

令和7年11月13日(木) 13:00～16:00

今年から、多くの方が参加しやすいように午後のみの開催とした。

(2) 場所

山口県警察学校

(3) 参加者

ア 警察官(生活安全部門に加え、今回から刑事部門及び地域部門から参加)

イ 県健康福祉部こども家庭課、各児童相談所等

(4) 訓練内容

ア 児童相談所への出向警察官による立入調査、臨検・捜索要領の研修を実施

イ 立入調査想定のロールプレイング

病院で入院治療が必要な乳児を親が強引に連れ帰ったため、児童相談所が通告を受理、家庭訪問するも居留守を使い、安全確認できないまま48時間が経過したことから、児童相談所が警察に援助要請を行い、立入調査を実施するもの。

ウ 臨検・捜索想定のロールプレイング

2歳児への身体的虐待とネグレクトの情報を得た市役所職員が対応するも居留守で安全確認できず、児童相談所へ引継ぎを行った。その後、児童相談所も安否を確認できず、立入調査の方針を告知したが、親から拒絶されたため、児童相談所が警察に援助要請を行い、臨検・捜索を実施するもの。

エ 役割分担

手続きの主体は児童相談所が行い、警察は事件擬律、被害児童の安全確保、令状執行に係る技術的助言等を実施した。

(5) 効果・反響

警察官からは、「法律の趣旨や限界点、警察と児童相談所双方の考え方や権限の違いについて理解ができ、とても有意義であった。」、児童相談所職員からは、「警察官と顔を合わせ、実際の令状執行時の留意点などの話ができ、とても参考になった。」等の反響があった。

(6) 今後の取組

今後も合同訓練を継続実施し、関係機関と連携した迅速な代表者聴取と積極的な事件化に取り組み、さらに児童相談所に出向している警察官と連携し、情報共有の円滑化に努め、対応に万全を期すこととした。

旨の説明があった。

今村委員から、「立入調査や臨検・捜索の実施件数は少ないと思うが、いざというときに備え、互いが連携できるようにする訓練は大切である。児童相談所は長い期間子どもと付き合っていく必要があるなど、それぞれ違う役割を持つ中で、お互いが考え方や立場の違いを理解し、連携していくことが大切である。」旨の発言があった。

弘永委員から、「警察官に比べると、児童相談所の職員は比較的長い期間同じ部署に在籍するのではないかと思う。年に1度、訓練を通じて権限の違いなどを再確認するなど大切な機会である。今後もしっかりと対応をお願いする。」旨の発言があった。

野村委員長から、「生活安全部門と刑事部門との連携について、ロールプレイング形式の訓練に参加することで、事件性の有無について考える機会になったのではないか。児童虐待が見込まれる事案の場合、生活安全部門と刑事部門の連携は取れているのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「今回の合同訓練は児童の安全確保を目的としているが、人身安全関連事案なども視野に入れている。」旨の説明があり、刑事部長から、「県警察内では良好な関係を構築しており、捜査の過程で刑事部門と生活安全部門が共同で捜査を行うこともある。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理官から、本日の意見の聴取等の出席者はいなかった旨の説明を受け、欠席者14名の処分を決定し、4名を再呼び出しとした。

(2) 審査請求の受理（2件）

運転管理官から、11月13日付けで公安委員会が行った処分について、公安委員会会務官から、9月3日付けで公安委員会が行った処分について、それぞれ審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(3) 教育委員会との意見交換会の開催

公安委員会会務官から、12月24日に開催を予定している教育委員会と公安委員会との意見交換会の概要について説明を受け、決裁した。

(4) 苦情の申出の受理（3件）

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出3件について要旨の説明を受け、決裁した。

(5) 山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の改正

情報技術推進課長から、12月15日施行予定である山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部改正について説明を受け、決裁した。

(6) 山口県道路交通規則の一部改正

交通企画課長から、12月15日施行予定である山口県道路交通規則の一部改正について説明を受け、決裁した。

(7) 指定講習機関の指定等に関する内規等

運転免許課長から、12月15日施行予定である指定講習機関の指定等に関する内規等の一部改正について説明を受け、決裁した。

(8) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

地域企画課長から、10月8日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(9) 五代目工藤會に対する第13回特定危険指定延長通知

組織犯罪対策課長から、五代目工藤會に対する第13回特定危険指定延長通知について報告を受け、決裁した。

(10) 交通誘導警備業務における検定に合格した警備員の配置に関する山口県公安委員会認定路線の見直し

生活安全企画課長から、交通誘導警備業務における検定に合格した警備員の配置に関する山口県公安委員会認定路線の見直しについて説明を受け、決裁した。

(11) 警察職員の派遣に係る援助要求

警備課長から、三重県公安委員会からの内閣総理大臣等の神宮参拝に伴う警備諸対策に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

警備課長から、11月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。

(2) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、11月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(3) 監察関係業務報告

監察官室長から、11月中の警察本部長宛てになされた苦情の処理状況等について、監察官から、監察案件及び11月中の非違事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。